



令和 7 年 1 0 月 2 4 日

死胎火葬許可証の紛失について

1 概要

死産届が提出された際に発行する死胎火葬許可証（葛飾区長公印押印済）が 1 枚紛失した。外部への流出の可能性は低いものの、現在まで発見に至っていない。

なお、23 区及び関東近県 22 か所の火葬場に文書を送付し、紛失した許可証が持ち込まれた場合は、区へ連絡するよう依頼している。

2 経過

- 8 月 8 日（金） ・死胎火葬許可証の枚数が揃っていることを区職員が確認する。
- 10 月 3 日（金） ・区職員が定例点検作業を行った際、死胎火葬許可証 1 枚が紛失していることに気づく。現在まで関係部署で捜索を行うも発見に至っていない。

3 個人情報の漏洩

なし

4 再発防止策

許可証の枚数確認作業を週 1 回から毎日行うことに変更するとともに、複数人によるダブルチェックを徹底する。

【問い合わせ】地域振興部戸籍住民課